

令和8年度第3回嘉麻市政治倫理審査会議事録

1. 審議会の名称 令和8年度第3回嘉麻市政治倫理審査会
2. 開催日時 令和8年7月17日（金）10時～10時45分
3. 開催場所 嘉麻市役所本庁舎5階 委員会室3
4. 公開又は非公開の別 公開
5. 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）
6. 出席者

【出席者】

（委員）横手委員・斎藤委員・平尾委員・櫛委員・原田委員

（執行機関）総務課長 大村・総務課長補佐 手島・総務係 平川

【欠席者】

0名

7. 傍聴人数（会議を公開とした場合のみ） 0名

8. 議題及び審議の内容

【議題】

- ① 第2回政治倫理審査会議事録について
- ② 第2回審査会時疑義の補足説明について
- ③ 資産等報告書の審査（出水議員・中嶋廣東議員・中嶋時夫議員・廣方議員・田上議員）

【審議の内容】

- ① 第2回政治倫理審査会議事録について

第2回政治倫理審査会議事録の内容について修正なし

- ② 第2回審査会時疑義の補足説明について

○山本議員

・一時金の収入があった生命保険は、満期到来受取予定金額がある貯蓄性保険に該当しないのか。

⇒（事務局）満期付学資保険による収入でした。貯蓄性保険に該当しますので、資産については記載漏れということになります。山本議員の資産等報告書11ページの貯蓄性保険、14ページのその他の備考と第2回目の増減表7ページを修正しております。

3人の子に対して同様の満期付学資保険をかけておりまして、そのうち1人の子の学資保険が満期になり、収入として計上されたということになります。

満期の保険金額100万円に対して収入金額が15,135円多いのは、配当金ということです。

○畠中議員

・農業収入、所得とも大きく増加しているが、預貯金残高が増加していない理由は。

⇒（事務局）現金として所有していたとの回答です。

（委員）現金の記載について意見書には要望事項として書いている。報告義務ではないので、これ以上の追求は難しい。

（事務局）意見書では要請・改善事項として「50万円を超える現金（所持金）について、預貯金の預入金融機関名の欄に現金として報告されるよう要望するとともに、必要があれば例規改正を要望します。」と書かれています。

（委員）保有していた現金の額はいくらだろうか。

（事務局）詳細な金額まではわかりませんが、要望事項について言及されていたことですので、50万円以上はあったのではないかと思います。

（委員）現金の報告については、今回の意見書にも記載したい。

○豊田議員

・土地、建物の贈与先、建物の贈与元について教えてほしい。

⇒（事務局）土地、建物の贈与先については、当該議員の子です。

建物の贈与元については、当該議員の父です。

父は平成21年に亡くなっており、相続登記を行っていなかったものを令和7年10月に名義変更したものであるということです。

（委員）相続であるなら、贈与ではなく相続と書いてもらいたい。

意見書には遺産分割協議により取得する可能性のある遺産物件について言及していたはずである。

今回のケースとは異なるが、もし親族でない者からの贈与がある場合は、そうわかるように記載してもらいたい。

（事務局）意見書では要請・改善事項として「遺産分割協議により取得する可能性のある遺産物件がある場合は、法定相続割合を付して記載していただくことを要望します。」と書かれています。

（委員）相続物件について、今回の意見書にも前回の意見書を踏襲して記載したい。

③ 資産等報告書の審査

○出水議員の資産報告書の審査について

（委員）デミーズソフトという会社の事業内容はわかるだろうか。

⇒（事務局）IT会社、ソフトウェア事業の会社であると聞いています。

（委員）事業の収入が入る口座は報告対象になっているのか。

⇒（事務局）預貯金の報告につきましては、「個人事業に係るものであっても、記載すること。」となっております。

（委員）その他、出水議員の報告書については、特段の意見なしというところです。

○中嶋廣東議員の資産報告書の審査について

(委 員) 配偶者の事業収入として記載がある坂本酒店は配偶者が事業主だろうか。

⇒(事務局) 配偶者が事業主と聞いています。

(委 員) その他、中嶋廣東議員の報告書については、特段の意見なしというところ
です。

○中嶋時夫議員の資産報告書の審査について

(委 員) 議員報酬他1件とは何になるのだろうか。

⇒(事務局) 嘉麻市の委員になっておられるので、その報酬になります。確定申告書で
は会計年度任用職員として記載があります。

(委 員) その他、中嶋時夫議員の報告書については、特段の意見なしというところ
です。

○廣方議員の資産報告書の審査について

(委 員) 議員報酬を振り込んでいた配偶者名義の口座で、前年報告では本人の資
産として報告していた口座を、今回、配偶者の資産として報告している。
その預金は本来、議員本人のものなので、配偶者の口座に振り込んでい
れば夫婦間の贈与ということになる。贈与税の対象にもなるのではない
か。

ただし、夫婦間の資産の異動に関して、政治倫理審査会として追及する
ところではない。

議員報酬の振り込みは本人以外の口座にできるのだろうか。

⇒(事務局) 議員報酬は本人の口座に振り込んでいると思われますので、振り込み後
に配偶者に渡しているのではないかと思います。

(委 員) その他、廣方議員の報告書については、特段の意見なしというところ
です。

○田上議員の資産報告書の審査について

(委 員) 田上議員の報告書については、特段の意見なしというところ
です。

9. 配布資料

○会議次第

○第2回政治倫理審査会議事録

○第3回政治倫理審査会 資産報告書等比較表要点

○政治倫理審査会資料(N o.3)